

○安来市総合計画・総合戦略推進会議設置要綱

平成27年4月30日

告示第83号の2

(設置)

第1条 市が策定する安来市総合計画（以下「総合計画」という。）の進捗状況の検証並びにまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、市が策定する安来市まち・ひと・しごと総合戦略（以下「総合戦略」という。）の進捗状況の検証及び策定を行うため、安来市総合計画・総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合計画及び総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役員又は職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年に満たない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこ

れを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 推進会議は、次に掲げる場合に会長が招集する。

(1) 市長から求めがあったとき。

(2) 委員の半数以上から招集の請求があったとき。

(3) その他会長が会議を開く必要があると認めたとき。

2 推進会議を招集しようとするときは、市長にその旨を通知しなければならない。

3 会長を互選しようとするときは、第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となり議事を進行する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 推進会議は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、政策担当課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (令和元年6月28日告示第13号の2)

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の安来市創生総合戦略推進会議設置要綱の規定により委嘱された委員（以下「旧委員」という。）は、この告示による改正後の安来市総合計画・総合戦略推進会議設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員（以下「新委員」という。）とみなす。この場合において、当該新委員の任期は、新要綱第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (令和6年3月15日告示第46号)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。